

Ruby アソシエーション認定サポート事業者プログラム

ご利用規約

(総則)

第1条 「Ruby アソシエーション認定サポート事業者プログラム」(以下「本プログラム」)は一般財団法人 Ruby アソシエーション(以下、「当財団」)により運営されています。当財団は、本プログラムの参加条件として、認定サポート事業者規約(以下「本規約」)を以下の通り定めます。

(認定サポート事業者)

第2条 本プログラムの認定サポート事業者とは、次の各号に掲げる事項を満たす法人のことを言います。

- ① 2名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer (以下、「認定プログラマ」)が正社員として所属している。
- ② Ruby のサポートサービスを提供している。
- ③ 当財団にて認定サポート事業者として登録されている。

(認定サポート事業者の種別)

第3条 認定サポート事業者には、次の種別があります。

- ① Ruby Association Certified Support Provider Silver
登録条件: 2名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer Silver 又は Gold が正社員として所属している。
- ② Ruby Association Certified Support Provider Gold
登録条件: 2名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer Gold が正社員として所属している。

(認定サポート事業者の効果)

第4条 Ruby 2.1 をベースにした試験の配信を終了し、2022年10月3日より、Ruby 3に対応した新試験の配信を開始しています。この試験改訂に伴い、以下のように登録要件を定めます。

1. 新規で申請する場合
各種別に応じた2名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer version 3 が正社員として所属している。
2. 2023年3月以前に認定クラウドサービス事業者プログラム登録事業者だった場合
各種別に応じた2名以上の Ruby Association Certified Ruby Programmer が正社員として所属している。ただし、現登録者の新試験合格を推奨します。

(認定サポート事業者の効果)

第5条 認定サポート事業者は、Ruby アソシエーション認定サポート事業者サイト(以下、「認定サポート事業者サイト」)にて公表されます。認定サポート事業者サイトには、認定サポート事業者名及び認定サポート事業者のコーポレートロゴ・認定サポート事業者ホームページへのリンクが記載されます。

- 2 認定サポート事業者は、Ruby アソシエーション認定サポート事業者のロゴを使用することができます。

(認定サポート事業者登録の申込)

第6条 貴社が、認定サポート事業者となるには、本規約を必ず熟読し、その内容に同意する必要があります。

- 2 貴社は、認定サポート事業者登録の申込によって、本規約の内容に同意したものとみなされま

す。

3 認定サポート事業者登録の申込は、本規約に付録2として添付されている「Ruby アソシエーション認定サポート事業者プログラム登録申請書」（以下、「申請書」）に沿って必要事項を記入し、当該申請書を当財団事務局まで送付して下さい。記入した個人情報を含む情報の管理については、本規約の付録1に規定する通りとします。

4 当財団が、申請書の記載事項、及び、年間登録料の入金を確認し、貴社を認定サポート事業者として登録したときに認定サポート事業者契約は成立します。

5 認定サポート事業者登録に関しての連絡は、申請書にご記入頂いたメールアドレスに通知されます。登録完了時の通知メールには認定サポート事業者 ID が記載されます。

（年間登録料）

第7条 認定サポート事業者の年間登録料は5万円（税込み）とします。

2 初年度の登録料は、登録完了日が10月1日から翌年の3月31日までの場合は3万円（税込み）、それ以外の場合は5万円（税込み）とします。ただし、既にRuby Association Certified Support Provider Silverとして登録されている法人が、年度途中でRuby Association Certified Support Provider Goldとして登録された場合、初年度の登録料は2万円（税込み）とします。

3 認定サポート事業者の更新日は毎年3月31日とし、書面にて申し出がない限り、翌年以降も自動的に更新します。

（登録内容について）

第8条 認定サポート事業者申請書には、貴社のご担当者が事実の通り正確に記入して下さい。

2 登録した内容の変更があった場合には、速やかに当財団事務局まで、登録内容の変更を申し出て下さい。

（認定サポート事業者登録の拒絶・抹消）

第9条 当財団が本規約に従って、貴社の認定

サポート事業者登録を抹消したときは、貴社は認定サポート事業者ではなくなります。

第10条 貴社が次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知すること無く貴社の認定サポート事業者登録を拒絶または抹消することがあります。

- ① 申請書の記入内容に虚偽、誤記または入力もれがある場合
- ② 貴社が本規約に違反した場合
- ③ その他、当財団が、貴社を認定サポート事業者としては不相当と判断した場合

（規約の変更について）

第11条 当財団は、認定サポート事業者からあらかじめ了承を得ることなく本規約を変更することがあります。

2 変更された規約は、認定サイトでの掲載をもって認定サポート事業者に通知したものとします。

（禁止行為について）

第12条 全ての認定サポート事業者の以下の各行為を禁止します。

- ① 認定サポート事業者登録・変更の際に虚偽の内容を登録すること
- ② 他認定サポート事業者の認定サポート事業者 ID の不正使用
- ③ 当財団または第三者への著作権その他の権利を侵害する行為
- ④ 当財団または第三者に迷惑・不利益を与える等の行為
- ⑤ その他当財団が不適切と判断した行為

2 当財団は、貴社が前項に規定された禁止行為のいずれかを行ったことが判明したとき、認定サポート事業者登録抹消、損害賠償請求等の措置をとることができます。

（名称及びロゴの使用）

第13条 貴社は、認定サポート事業者であることを表示するという目的に限り、「Ruby アソシエーション認定サポート事業者」という名称、及び、当財団より送付された「Ruby アソシエーション認定サポート事業者ロゴ」を使用することができま

す。

(認定サポート事業者 ID の管理責任)

第 14 条 認定サポート事業者 ID は、貴社で責任をもって管理して下さい。認定サポート事業者 ID の第三者の盗用に伴い損害が発生しても、当財団は一切の責任を負いません。

2 認定サポート事業者 ID の貸与・譲渡等は一切認めません。認定サポート事業者 ID は、貴社による利用に限定して下さい。認定サポート事業者 ID の貸与・譲渡等により発生した損害について、当財団は一切の責任を負いません。

(登録解除手続き)

第 15 条 貴社は、認定サポート事業者としての登録を解除の旨を、当財団事務局に通知することにより、認定サポート事業者登録を解除することができます。

(免責)

第 16 条 当財団は、当財団の判断により、認定サポート事業者サイト内の各サービスの中断・遅滞・中止等（システムの保守点検による場合を含みます）を行います。これらを行うことにより発生した損害が生じたとしても、当財団は一切の責任を負いません。

2 当財団は、システムのダウン、通信回線のダウンにより認定サポート事業者サイト内の各サービスが中断・遅滞・中止等したことによって発生する損害について、一切の責任を負いません。

3 当財団は、当財団サイトを通じて貴社、貴社のお客様もしくは第三者に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

(合意管轄)

第 17 条 本規約の解釈には日本法が適用され、本プログラムに関して貴社と当財団の間に紛争が生じた場合は、その事物管轄に応じて松江簡易裁判所または島根地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

申請書に個人情報をご入力いただくにあたり、下記の内容をお読み下さい。

・ **個人情報の収集目的**

当財団が本プログラムに関して貴社から取得する個人情報は、下記の利用目的の範囲内でのみ使用し、その他の目的には利用いたしません。

- ① 認定サポート事業者プログラムに参加されることで提供される特典／サービス、サポート、トレーニング、イベント、情報配信、キャンペーン
- ② 認定サポート事業者プログラムを通じて提供される当財団との協業提案等活動、ビジネス支援施策
- ③ 当財団および認定サポート事業者プログラムに関するアンケート、満足度調査

・ **個人情報の利用・提供・管理**

入力いただいた情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供または開示致しません。

- ① 貴社の同意がある場合
- ② 業務委託先などに対し、当財団が委託したサービス以外に個人情報を利用することがないよう、あらかじめ契約を結んでいる場合
- ③ 法令等にもとづき要請された場合

当財団ではお預かりしている記者の個人情報を、不正アクセス・改ざん・破壊・漏洩などがおこらぬよう、厳重に管理致します。

・ **個人情報の開示／訂正などに関するお問い合わせ先について**

貴社は当財団に対して、いつでも当財団が有している貴社の個人情報を貴社に開示するよう求めることができます。また、開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合は、貴社は当財団に対して、当該個人情報の訂正または削除を要求することができます。以上の開示、訂正または削除を要求される場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡下さい。

一般財団法人 Ruby アソシエーション 事務局
住所 〒690-0852 松江市千鳥町 26-2 千鳥ビル 2F
E-mail : info@ruby.or.jp

Ruby アソシエーション認定サポート事業者プログラム 登録申請書

一般財団法人 Ruby アソシエーション 御中

貴社が定める諸条件に同意し、「Ruby アソシエーション認定サポート事業者」として、

下記の通り申し込みます。

申請日： 年 月 日

ふりがな			
会社名			
ふりがな			
申請者氏名	印	申請者部署名	
役職名		Eメール	
住所	〒		
電話番号	() -	FAX	() -
本社住所	〒		
ふりがな			
代表者氏名		会社 HP	
事業内容			
主要取引先			
登録種別	Silver • Gold	登録番号	(既に登録されている場合のみご記入ください。)

Ruby Association Certified Ruby Programmer の認定番号及び氏名（2名以上記入）

認定番号	氏名	認定番号	氏名

以上

※メールにてお送り下さい。Ruby アソシエーション E-mail: info@ruby.or.jp

問い合わせ先: 一般財団法人 Ruby アソシエーション 事務局

住所: 〒690-0852 松江市千鳥町26-2 千鳥ビル 2F

E-mail: info@ruby.or.jp